

TPP協定は、アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。  
 (参加12カ国:アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、日本)

■ 経緯等

- 平成27年10月5日、米国アトランタでのTPP協定交渉参加12か国による閣僚会合において、大筋合意に至り、重要5品目について、関税の引き下げや輸入枠の拡大などがなされた一方、関税撤廃の例外と国家貿易制度・関税割当の維持、セーフガードの確保などが盛り込まれた。
- 平成28年2月4日、ニュージーランドのオークランドでTPP参加12カ国による署名式が開催。

《最近の状況》

- 国内では、平成28年3月にTPP関連法案を国会に提出したが、継続審議となり、9月末(予定)からの臨時国会で審議が再開される見通し。
- 米国の議会手続きは、大統領選挙(平成28年11月)後となる予定であるが、有力候補者であるクリントン氏(民主党)、トランプ氏(共和党)のいずれもTPPに反対。なお、大統領選挙と同時に下院の全議員と上院の1/3の議員が改選され、平成29年1月に新大統領及び新議員による議会が招集される予定。
- その他の国においても、国内手続きを終えた国はない(平成28年7月時点)。

■ 協定の概要(商工業分野を中心に)

《関税分野》

- 工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。輸出額で見ても、99.9%を達成。(即時撤廃の割合は76.6%)
- 主な関税の撤廃等の状況  
 (輸入) ・ ボトルワイン(現行15%等)については、8年目関税撤廃。清酒、焼酎(現行 70.40円/ℓ)は、11年目関税撤廃。  
 ・ 皮革・履物(現行税率最高30%)については、11年目撤廃または16年目撤廃等。
- (輸出) ・ 酒類については、全締約国において関税撤廃。特に、米国(3セント/ℓ)、カナダ(2.82~12.95セント/ℓ)の清酒については、即時撤廃。  
 ・ チョコレートについては、米国で2%~ 52.8セント/kg+8.5%の関税であったものが、即時~20年目の撤廃。  
 ・ 自動車部品については、米国(現行:主に2.5%)は、8割以上の即時関税撤廃。カナダ(現行:主に6.0%)は、日本から輸出の9割弱が即時関税撤廃。

《非関税分野》

- 原産地規則の「完全累積制度」の導入の採用
  - ・ 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用
- 投資・サービスの自由化
  - ・ コンビニ等小売業や、劇場・ライブハウス等の娯楽サービスや音響映像サービスといったクールジャパン関連などの外資規制が緩和
  - ・ 進出企業に対する技術移転要求等の禁止
  - ・ 投資家と国との間の紛争解決(ISDS)手続の導入
- 模倣品・海賊版対策の強化
  - ・ 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
  - ・ 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など
- 貿易の円滑化
  - ・ 貨物や急送便について迅速な引取りの許可
    - ◇ 迅速通関(関税法の遵守を確保するために必要な期間(可能な限り貨物の到着から48時間以内)に引取りを許可)
    - ◇ 急送貨物(通常の場合において、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可)
    - ◇ 輸入者、輸出者又は生産者の要請による書面での事前教示制度(関税分類、原産性等)(150日以内に回答)
- ビジネス関係者の一時的な入国に関する規定の導入
- 電子商取引に関する規定の導入
- 政府調達に関する規定の導入
  - ・ TPP協定により、ベトナム、マレーシアなどWTO政府調達協定に参加していない国が、内国民待遇、無差別待遇原則及び調達手続きの透明性確保などの規律の対象となる
- 中小企業に関する規定の導入
  - ・ 各締約国はTPP協定の本文等を掲載するための自国のウェブサイトを開設し、中小企業のための情報を含めるなど、TPP協定活用促進に向けて各国が協力

### ○ 企業ヒアリング(振興局等において随時実施)

- ・加工食品に対して関税が撤廃される場合、輸入製品との競合による競争力低下を懸念。
- ・TPP参加国から輸入される原材料を用いて加工製造(販売)を行っている事業者は、関税撤廃に伴い、仕入や調達品目のコスト縮減や、原材料の安定確保につながる可能性を期待。
- ・関税の撤廃などにより、TPP参加国への道産加工食品の輸出拡大の可能性が高まるなどの期待。
- ・競合する輸入加工食品に対して、道内産の原材料の使用や安全・安心な製品づくりなどにより、製品のブランド力や付加価値を活かした競争力強化につながる可能性を期待。
- ・関税の撤廃などにより、TPP参加国への道産工業製品の輸出拡大の可能性を期待。
- ・道内農林水産業への影響次第では、生産用機械の投資額が減少することを懸念。

### ○ 業種別業況動向調査(H27.10、H28.2実施)

- ・各業界とも、TPPの実態が見えず、経営への影響の予測が難しいとの声が多いが、長期にわたっての影響や段階的な影響を懸念。一方、輸出に関係する企業は好影響があるとの認識。
- ・食料品製造業では、原材料の値下がりにより加工コストの削減を歓迎する声がある。
- ・土木・建設業界からは、政府調達に影響がないことに加え、農業部門の発注増などを期待する声がある。
- ・IT業界からはグローバル化や人材確保などに期待する声がある。
- ・運輸や卸・小売業界からは、農業への打撃に伴う輸送減や売上減などの悪影響を懸念する声がある。

### ○ 企業経営者意識調査「TPPによる経営への影響について」(H27.12実施、調査対象1,000社(回答666社))

#### ① 経営への影響

- ・「好影響がある」が16.6%、「悪影響がある」が25.0%
- ・好影響、悪影響とも「ほぼない」が約4割、「わからない」が約4割

#### ② 影響の内容

- ・プラスの効果 : 「調達コストの削減」や「調達先の多様化・安定化」、「参入機会の増加等によりビジネス機会が拡大」など
- ・マイナスの影響 : 「国内販売の減少」や「外国企業の参入増加等により競争が激化」、「調達先の縮小・不安定化」など

#### ③ 対応の検討状況

- ・「検討しておらず、今後も検討しない」が約75%、「検討している」は1.9%、「今後検討する」は21.0%

## ■ 経済部の対応の方向

- TPPの影響は相当長期に及ぶことから、引き続き道内企業への影響把握に努める。
- マイナスの影響を懸念する中小企業に対し、経営・金融に関する相談にきめ細やかに対応し、支援施策の活用促進に努める。
- プラス効果の拡大に向け、国や産業支援機関などと連携しながら、施策の活用を働きかけるなど、輸出拡大や生産性向上などの取組の促進に努める。

## ■ 平成28年度の主な取組

### ① 一次産業との連携

- 農林水産資源を活用した新商品・新サービスの開発等への支援
- 地域密着型の農業機械・食品加工機械の開発促進等

(主な関連事業)

- ◆ 機能性食品・素材バリューチェーン強化パッケージ事業(80,504千円)  
北海道食品機能性表示制度(ヘルシーDo(ドゥ))などを活用し、科学的根拠に基づく付加価値の高い機能性食品・素材の開発促進・支援や、販路拡大等への支援を行う。
- ◆ 食関連機械分野販路拡大事業(5,917千円)  
道内外の食関連産業とものづくり産業とのマッチングや、道外展示会における道内企業の技術力等のアピールなどにより、食関連機械分野の販路拡大を図る。

### ② 輸出拡大

- 道産品・農林水産物等の販路拡大等「ケールHOKKAIDO」による情報発信
- アドバイザーを活用した輸出支援体制の確立等

(主な関連事業)

- ◆ HOKKAIDOブランド海外展開促進事業(17,000千円)  
ASEAN等を対象としたブランドストーリーの検討や商談会の実施、各種メディアを活用した情報発信を行い、新HOKKAIDOブランドの発掘・発信の取組を推進する。
- ◆ 道産食品・食材ブランド戦略事業費(74,986千円)  
現地の嗜好等の情報を蓄積し、現地プロモーションから継続的なビジネスに繋げる仕組みを構築するために、現地イベントの開催やECサイトの構築などを行う。
- ◆ 道市連携海外展開推進事業費(ASEANマーケット開拓プロジェクト)(14,000千円)  
道と札幌市が連携し、相互の海外事務所等を活用しながら、商流の活発化を図ることにより、道産品の輸出拡大を促進する。

### ③ 産業人材育成・確保

- 企業人材や次世代産業人材の育成等  
(主な関連事業)

- ◆ 若年者等人材呼び込み・呼び戻し事業(19,421千円)  
インターネットを活用した求人・求職情報の提供や、大学・民間が主催する就職説明会等に参加し、道内企業の求人情報の提供などを行う。
- ◆ 食品製造業の人材育成事業(75,608千円)  
地域資源を有効活用した食品開発・販売に取り組むマーケティング人材の育成、ワイン造りに携わる方に、醸造やマーケティング手法等を習得する機会を設ける。

### ④ 生産性向上、新産業創出

- 道内企業のQCD対応力の強化に向けた支援
- 健康長寿や環境・エネルギーなど新たな成長分野への取組支援 等

(主な関連事業)

- ◆ 参入促進支援事業(90,621千円)  
地域産業支援機関による技術力の底上げや「参入支援チーム」による個別集中支援、技術の高度化研修、道外発注ニーズの把握などを行う。
- ◆ 地域連携型ヘルスケアビジネス創出事業(10,000千円)  
ヘルスケアサービスを普及するセミナー、事業参入に向けた研修、健康増進の効果に係る科学的データの獲得の仕組みづくりを行い、ヘルスケアサービス事業へのビジネス参入を促進する。
- ◆ 先進的エネルギー関連技術振興事業(59,672千円)  
本道の豊かな自然や多様なエネルギー資源及び技術シーズを活かした北海道発の先進的なエネルギー関連技術の研究開発や製品開発を支援する。

### ⑤ 経営相談

- 中小企業の経営・財務相談の対応等

(主な関連事業)

- ◆ 小規模企業持続的発展支援事業(42,000千円)  
経営相談、資金調達及び人材育成に係る取組を実施するほか、地域企業の支援に向けた計画の策定支援を行う。

※参考(発効までの手続き)

- ・署名から2年以内に、参加する12の国すべてが議会の承認など国内手続きを終えれば発効。
- ・2年以内にこれらの手続きを終えることができなかった場合、12か国のGDPの85%以上を占める少なくとも6か国が手続きを終えれば、その時点から60日後に発効。  
(GDP:日本約18%、アメリカ約60% 計78%) したがって、日本及び米国の手続きが完了しない限り、TPPは発効しない。